

平成30年8月13日

一般社団法人次世代自動車振興センター

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（平成30年度事業）
における業務実施細則（別表1-1）事業別充電設備と設置基数の目安に定める文言の追加変更につ
いて

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（平成30年度事業）
における業務実施細則（別表1-1）事業別充電設備と設置基数の目安に定める文言を追加して変更
します。

	変更前	変更後
実施細則 変更箇所	(別表1-1) 事業別充電設備と設置基数の目安 注7 マンション等に附属する駐車場及び 事務所・工場等における従業員駐車場又 は社有車駐車場は、収容台数の1.5% 以内、又は10基のいずれか低い方とす る。	(別表1-1) 事業別充電設備と設置基数の目安 2 3. マンション及び事務所・工場等へ の充電設備設置事業において、設置 できる普通充電設備、V2H充電設 備、充電用コンセントスタンド、充 電用コンセントの数の目安は駐車場 収容台数の規模別に以下の通りであ る。ただし、混合設置の場合は合算 値とする。 1~66台：1基、 67~133台：2基、 134~200台：3基、 201~266台：4基、 267~333台：5基、 334~400台：6基、 401~466台：7基、 467~533台：8基、 534~600台：9基、 601台～：10基 (平成30年度8月8日改訂)

以上

(別表1-1) 事業別充電設備と設置基数の目安

事業	急速充電設備	普通充電設備	V2H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセント スタンド
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 空白地域 1基 注1	道の駅 2基 空白地域 2基 注2	道の駅 2基 空白地域 2基 注3	道の駅 2基 空白地域 2基	道の駅 2基 空白地域 2基
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	1基 注4	駐車場収容台数による 注5	同左	同左 注6	同左
3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1基 注4	マンション等に付属する駐車場及び事務所・工場等の当該駐車場収容台数による 注7	同左	同左 注8	同左

注1 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合は、原則、急速充電設備の設置を対象とする。また、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注2 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注3 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合で、V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注4 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業、3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業において、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注5 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

1~333台：1基、334~555台：2基、556~777台：3基、778~999台：4基、

1,000~1,222台：5基、1,223~1,444台：6基、1,445~1,666台：7基、

1,667~1,888台：8基、1,889~2,111台：9基、2,112~2,333台：10基

2,334台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。

注6 機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。

注7 3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

1~66台：1基、67~133台：2基、134~200台：3基、201~266台：4基、

267~333台：5基、334~400台：6基、401~466台：7基、467~533台：8基、

534~600台：9基、601台～：10基（平成30年度8月8日改訂）

注8 機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。